

平成十二年総理府・大蔵省令第四十二号

協同組合による金融事業に関する法律第六

条第一項において準用する銀行法第二十六

条第二項に規定する区分等を定める命令

中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律

第六十号）の一部の施行に伴い、並びに協同組

合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法

律第八十三号）第六條第一項において準用する

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十六

條第二項及び協同組合による金融事業に関する法

律第六條の四並びに第七條の二の規定に基づき、

協同組合による金融事業に関する法律第六條第一

項において準用する銀行法第二十六條第二項に規

定する区分等を定める命令を次のように定める。

（信用協同組合等の自己資本の充実の状況に係

る区分及びこれに応じた命令）

第一条 協同組合による金融事業に関する法律

（以下「法」という。）第六條第二項及び協同組

合による金融事業に関する法律施行令（昭和五

十七年政令第四十四号）第五條において読み替

えられた法第六條第一項において準用する銀行

法（以下「銀行法」という。）第二十六條第二

項に規定する内閣府令・財務省令で定める信用

協同組合等（信用協同組合又は信用協同組合連

合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法

律第八十一号）第九條の九第一項第一号の事

業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）

をいう。以下同じ。）の自己資本の充実の状況

に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務

省令で定める命令は、次條に定める場合を除

き、次の表のとおりとする。

一 パーセン一 資本の増強に係る合理的  
ト以上二パと認められる計画の提出及び  
一セント未その実行  
二 配当又は役員賞与の禁止  
又はその額の抑制  
三 総資産の圧縮又は増加の  
抑制  
四 取引の通常の条件に照ら  
して不利益を被るものと認め  
られる条件による預金又は定  
期積金の受入れの禁止又は抑  
制  
五 一部の事務所における業  
務の縮小  
六 一部の従たる事務所の廃  
止  
七 中小企業等協同組合法第  
九條の八第二項第六号から第  
二十三号までに掲げる事業及  
びこれに附帯する事業、同條  
第七項各号に掲げる事業又は  
同法第九條の九第六項各号に  
掲げる事業（同項第一号に掲  
げる事業のうち同法第九條の  
八第二項第一号、第二号、第  
四号及び第五号の事業並びに  
これらに附帯する事業を除  
く。）の縮小又は新規の取扱い  
の禁止  
八 その他金融庁長官が必要  
と認める措置

第二 単体自己資本の充実、大幅な業務  
の縮小、合併又は解散等の措  
の二〇パーセン置のいずれかを選択した上  
ト以上一パ該選択に係る措置を実施する  
一セント未ことの命令

第三 単体自己資本業務の全部又は一部の停止の  
区分 本比率  
〇パーセン  
ト未満  
命令

2 銀行法第二十六條第二項に規定する内閣府  
令・財務省令で定める信用協同組合等及びその  
子会社等（銀行法第十四條の二第二号に規定す  
る子会社等をいう。以下この項及び次條におい  
て同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分

第一 連結自己資本の充実の状況に係る区分  
非対連結自己資本比率  
四パーセン  
ト以上  
満

第二 連結自己資本の充実の状況に係る区分  
非対連結自己資本比率  
四パーセン  
ト以上  
満

第一 連結自己資本の充実の状況に係る区分  
非対連結自己資本比率  
四パーセン  
ト以上  
満

第二 連結自己資本の充実の状況に係る区分  
非対連結自己資本比率  
四パーセン  
ト以上  
満

第三 連結自己資本業務の全部又は一部の停止の  
区分 本比率  
〇パーセン  
ト未満  
命令

2 銀行法第二十六條第二項に規定する内閣府  
令・財務省令で定める信用協同組合等及びその  
子会社等（銀行法第十四條の二第二号に規定す  
る子会社等をいう。以下この項及び次條におい  
て同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分

及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定め  
る命令は、次條に定める場合を除き、次の表の  
とおりとする。

自己資本の充実の状況に係る区分  
非対連結自己資本比率  
四パーセン  
ト以上  
満

第一 連結自己資本の健全性を確保するため  
の合理的と認められる改善計  
画（原則として資本の増強に  
ト以上四パ係る措置を含むものとする。）  
一セント未の提出の求め及びその実行の  
命令

第二 連結自己資本の健全性を確保するため  
の合理的と認められる改善計  
画（原則として資本の増強に  
ト以上四パ係る措置を含むものとする。）  
一セント未の提出の求め及びその実行の  
命令

第三 連結自己資本業務の全部又は一部の停止の  
区分 本比率  
〇パーセン  
ト未満  
命令

第一 連結自己資本の健全性を確保するため  
の合理的と認められる改善計  
画（原則として資本の増強に  
ト以上四パ係る措置を含むものとする。）  
一セント未の提出の求め及びその実行の  
命令

第二 連結自己資本の健全性を確保するため  
の合理的と認められる改善計  
画（原則として資本の増強に  
ト以上四パ係る措置を含むものとする。）  
一セント未の提出の求め及びその実行の  
命令

第三 連結自己資本業務の全部又は一部の停止の  
区分 本比率  
〇パーセン  
ト未満  
命令

第一 連結自己資本の健全性を確保するため  
の合理的と認められる改善計  
画（原則として資本の増強に  
ト以上四パ係る措置を含むものとする。）  
一セント未の提出の求め及びその実行の  
命令

第二 連結自己資本の健全性を確保するため  
の合理的と認められる改善計  
画（原則として資本の増強に  
ト以上四パ係る措置を含むものとする。）  
一セント未の提出の求め及びその実行の  
命令

第三 連結自己資本業務の全部又は一部の停止の  
区分 本比率  
〇パーセン  
ト未満  
命令

く。）の縮小又は新規の取扱い  
の禁止  
十 その他金融庁長官が必要  
と認める措置

第二 連結自己資本の充実、大幅な業務  
の縮小、合併又は解散等の措  
の二〇パーセン置のいずれかを選択した上  
ト以上一パ該選択に係る措置を実施する  
一セント未ことの命令

第三 連結自己資本業務の全部又は一部の停止の  
区分 本比率  
〇パーセン  
ト未満  
命令

3 第一項の表中「単体自己資本比率」とは、自  
己資本比率基準のうち銀行法第十四條の二第一  
号に掲げる基準に係る算式により得られる比率  
をいう。

4 第二項の表中「連結自己資本比率」とは、自  
己資本比率基準のうち銀行法第十四條の二第二  
号に掲げる基準に係る算式により得られる比率  
をいう。

第二条 信用協同組合等が、その自己資本比率  
（前條第三項に規定する単体自己資本比率又は  
同條第四項に規定する連結自己資本比率をい  
う。以下この条において同じ。）が当該信用協  
同組合等又は当該信用協同組合等及びその子會  
社等が従前に該當していた前條第一項又は第二  
項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超え  
て低下したことを知った後、速やかに、その自  
己資本比率を当該信用協同組合等又は当該信用  
協同組合等及びその子會社等が該當するこれら  
の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて  
確実に改善するための合理的と認められる計画  
を金融庁長官に提出した場合には、当該信用協  
同組合等について、当該区分に応じた命令は、  
当該信用協同組合等又は当該信用協同組合等及  
びその子會社等の自己資本比率以上で当該計画  
の実施後に見込まれる当該信用協同組合等又は  
当該信用協同組合等及びその子會社等の自己資  
本比率以下（非対象区分を除く。）に掲げる命令とす  
る。ただし、当該計画が合理的でないことが明  
らかになった場合には、当該信用協同組合等に  
ついて、当該信用協同組合等又は当該信用協同  
組合等及びその子會社等が該當するこれらの表

第一 連結自己資本の健全性を確保するため  
の合理的と認められる改善計  
画（原則として資本の増強に  
ト以上四パ係る措置を含むものとする。）  
一セント未の提出の求め及びその実行の  
命令

第二 連結自己資本の健全性を確保するため  
の合理的と認められる改善計  
画（原則として資本の増強に  
ト以上四パ係る措置を含むものとする。）  
一セント未の提出の求め及びその実行の  
命令

第三 連結自己資本業務の全部又は一部の停止の  
区分 本比率  
〇パーセン  
ト未満  
命令

第一 連結自己資本の健全性を確保するため  
の合理的と認められる改善計  
画（原則として資本の増強に  
ト以上四パ係る措置を含むものとする。）  
一セント未の提出の求め及びその実行の  
命令

第二 連結自己資本の健全性を確保するため  
の合理的と認められる改善計  
画（原則として資本の増強に  
ト以上四パ係る措置を含むものとする。）  
一セント未の提出の求め及びその実行の  
命令

の区分に係る命令は、同条第一項又は第二項のとおりとする。

2 前条第一項又は第二項の表の第三区分に該当する信用協同組合等の貸借対照表又は信用協同組合等及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該信用協同組合等について、当該区分に応じた命令は、同条第一項又は第二項の表の第二区分の二に掲げる命令を含むものとする。

一 有価証券 自己資本比率の算出を行う日（以下この項において「算出日」という。）の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額

二 有形固定資産 算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額

三 前二号に掲げる資産以外の資産で帳簿価額が算出日において評価した価額と著しく異なるもの 当該評価した価額

3 前条第一項又は第二項の表の第三区分以外の区分に該当する信用協同組合等の貸借対照表又は信用協同組合等及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該信用協同組合等について、当該区分に応じた命令は、同条第一項又は第二項の表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。

4 信用協同組合が預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等を行った同条第一項に規定する救済金融機関又は同法第二百六条の三十一に規定する特定適格性認定等に係る同法第二百六条の二十八第二項に規定する特定合併等を行った同条第一項に規定する特定救済金融機関等に該当する場合には、当該信用協同組合について、当該信用協同組合又は当該信用協同組合及びその子会社等が該当する前条第一項又は第二項の表の区分に応じた命令は、当該信用協同組合又は当

該信用協同組合の子会社等の自己資本比率以上の自己資本比率に係るこれらの表の区分に掲げる命令とする。

（財務大臣への通知）

第三条 法第六条の七に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、次条各号に掲げる場合に該当するときに届出とする。

（届出事項）

第四条 法第七条の二第一項に規定する内閣府令・財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 破産手続開始の決定を受け、破産手続開始の決定に対して抗告をし、又は抗告に対して裁判所の決定を受けた場合

二 再生手続開始の申立てをし、再生計画認可の決定が確定し、又は再生計画がその効力を失った場合

三 更生手続開始の申立てをし、更生計画認可の決定が確定し、又は更生計画がその効力を失った場合

附則 この命令は、平成十二年七月一日から施行する。

附則（平成十二年一月一日）  
府・大蔵省令第五九号

この命令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成十六年二月二十八日）  
府・財務省令第七号

この命令は、平成十七年一月一日から施行する。

附則（平成十八年三月三〇日）  
府・財務省令第四号

この命令は、銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附則（平成十八年四月二十六日）  
府・財務省令第六号

この命令は、会社法の施行の日から施行する。

附則（平成十九年三月一三日）  
府・財務省令第一号

この命令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成二十年二月五日）  
府・財務省令第一〇号

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年十二月十二日）から施行する。

附則（平成二十四年二月二十五日）  
府・財務省令第一号

この命令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附則（平成二十六年三月五日）  
府・財務省令第三号

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月六日）から施行する。

附則（令和二年四月三日）  
府・財務省令第三号

この命令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。